

金沢市金澤町家活用新規開業緊急支援給付金のご案内

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、金澤町家保全活用推進区域内において、金澤町家を活用して新規開業した事業者の方を支援するための給付金を支給します。

本給付金は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までに事業を開始した同上事業者の方を市独自に支援するものです。

1. 対象となる事業者

金澤町家保全活用推進区域内で金澤町家を活用し開業した事業者で、下記のいずれにも該当する者

- ① 令和2年4月1日から令和2年12月31日までに、新たに開業した者
- ② 今後も同町家を利用し事業を継続する意思がある中小企業者又は、個人事業主等
- ③ 他人の建物を自身で営む事業のために直接占有し、家賃等の支払いを行い支払い実績がある者

2. 給付金

上限50万円

※家賃等納入済額に3分の2を乗じて得た額を上限とします。

※家賃等とは賃貸借契約(建物)の賃料、共益費、管理費、機器等のリース契約に基づくリース料の総額とします。

9/15~12/31間での開業については、開業日翌月から2月分までを、
4/1~9/14間の開業については、10月から2月分までと9月半月相当分を
対象とします。

【給付額の計算方法】

家賃等の納入済額×2/3（令和3年2月分まで）

例) 家賃等納入済額 10月開業 1ヶ月家賃等 150,000円の場合

開業翌月の11月から2月の家賃等支払に対して給付

$150,000 \times 4 \times 2/3 = 400,000$

給付額 400,000円

3. 申請期間

令和3年1月31日（日）（※消印有効）まで

※国の家賃支援給付金とは申請期限が異なりますので、ご注意ください。

4. 申請方法等

歴史都市推進課に連絡し、該当する町家か確認のあと、「申請内容確認書」をHPよりダウンロードして、必要な添付書類とあわせて提出してください。

その後申請書式等について、歴史都市推進課よりご連絡します。

必ず添付資料等もご確認・同封の上、申請ください。

5. 申請及びお問い合わせ

金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課 TEL 076-220-2208

金澤町家活用新規開業緊急支援給付金

